

地域の大切な社会資源・デイサービスを守り発展させるために

通所介護事業所調査を踏まえての提言

2015年10月8日 大阪社会保障推進協議会

1 デイサービス調査で明らかになったこと

～大幅減収で経営悪化、このままでは、縮小・撤退の危険

大阪社会保障推進協議会は、本年7月～8月に大阪府内全域の通所介護事業所(デイサービスセンター)1818ヶ所に2015年度介護報酬改定の影響等についてのアンケート調査を実施し、592事業所から回答を得ました。

その結果、以下のようなことが明らかになりました。

第1に、基本報酬の大幅なマイナス改定により、7割以上の事業所で収入が減収しており、その平均減収率は11.7%に及んでいます。とくに、利用定員10人以下の小規模事業所の場合は85%の事業所が収入減少と答えており、事業所運営や利用者サービスへの悪影響が懸念されます。

第2に、こうした状況は、事業の存続にもかかわり、今後の事業展開について、事業所の「整理・縮小」(17%)、「事業からの撤退」(4%)と全体の2割以上が撤退・縮小を志向しています。とくに、定員10人以下の事業所では約1割が「事業からの撤退」、2割が「整理・縮小」を志向しています。これまで増加・拡大を続けてきた通所介護事業所が、一転して「減少」局面に入ることさえ危惧されます。

2 要支援サービスの見直し(新総合事業へ移行)でさらに大きな影響

～大幅に低い「基準緩和型サービス」移行

介護保険制度改定により、2017年度までに、要支援1,2のデイサービス利用者は全国一律の保険給付(予防通所介護)から、市町村事業(新総合事業)へと移行することになっています。

現行のデイサービスセンター(通所介護事業所)は、事業移行後は「現行相当サービス」として残ることになっていますが、新たに「基準緩和型サービス」「住民主体型サービス」などを市町村が創設することになっています。

大阪府内の大半の市町村は、2017年度に新総合事業を実施する動きですが、先行しているいくつかのところでは、既存のデイサービス事業所に「基準緩和型サービス」への参入を画策しています。示されている案では基準緩和型サービスの報酬は現行の「7割程度」まで切り下げるものです。

大阪社保協のデイサービス調査でも、「基準緩和型」などの多様なサービスへの参入については、積極的参入意向を示している事業所はわずか5%、「参入してもいい」を加え

ても3分の1程度にとどまっています。70%の事業所が「報酬が下がって経営困難になる」ことを心配しています。

回答事業所の利用者の約2割を占める要支援1、2の利用者は、改定により、2017年度中にはすべて保険給付から市町村ごとの「新総合事業」に移行します。今後、市町村が、大幅に報酬の低い「基準緩和型」への移行をすすめるならば、多くのデイサービス事業者が、経営が成り立たず、撤退していくことになりかねません。

3 地域の貴重な資源・デイサービスを守り発展させるための提言

在宅の要介護・要支援の高齢者が、日々通い、交流し、リハビリや多様なレクリエーション活動など、豊かな「介護文化」を作りしてきたのがデイサービスです。要介護高齢者が増大する2025年に向けての「地域包括ケア」の中でも地域の「拠点」としての役割も期待されています。

ところが、デイサービスは介護報酬マイナス改定と制度改定のなかで危機的な状況を迎えています。

私たちは、地域の貴重な資源となっているデイサービスを守り発展させるために、以下のことを国及び大阪府、各市町村に提言します。

1 国は、次期改定を待たず、早急に通所介護の介護報酬を見直すこと

- ①基本報酬の削減分を回復すること
- ②人材確保困難を解消し従事者の賃金・労働条件の改善のための交付金を報酬とは別枠で国庫負担により創設すること

2 大阪府は、緊急に大阪府内の通所介護事業の実態調査を行い、その事業が維持発展し、利用者サービスが向上する報酬が確保されるよう国に働きかけること

3 大阪府及び各市町村は、要支援者の新総合事業移行にあたっては、現行の通所介護の利用を保障すること

- ①低報酬で低水準の「基準緩和型サービス」については導入しないこと
- ②現行予防通所介護相当サービスについては、すべての要支援認定者にその選択による利用を保障すること
- ③現行予防通所介護相当サービスの事業所には予防給付以上の報酬額を保障すること